



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	共和政期ローマにおける市民団の拡大とその編成原理 : トリブス制の変遷を軸として
Author(s)	砂田, 徹
Citation	西洋史論集, 4, 1-29
Issue Date	2001-03-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37442
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_1-29.pdf



共和政期ローマにおける市民団の拡大とその編成原理

——トリブス制の変遷を軸として——

砂 田 徹

はじめに

古代ローマの歴史が、国家のあり方あるいはそれら諸国家が織り成す国際関係・国際秩序を考えるにあたって、何がしかの貢献をなしているのではないかと思われる分野が少なくともふたつある。

そのひとつは、古代ローマ人がエトルリア人の王を追放して樹立したとされる「共和政」をめぐる問題群である。戦争の遂行をはじめとして強大な権限を握る統治者を、構成員全体が集う民会で「選挙」によって決定するというシステムは、古代ローマ人のもとでいち早く確立されたのであった。歴史的に見るならば、この「共和政」理念は、マキャヴェッリやフランス啓蒙思想家の著作を通じて近代世界へと受け継がれ、アメリカ独立革命やフランス革命などにおいては、その政治的発想の拠り所、実践活動の指標となっていた。^①古代ギリシアにおいて展開された直接民主政と並んで、古代ローマの共和政は、われわれ自身の国家のあり方を考えるにあたっても、今もって重要な参照枠

のひとつであり続けていると言つてよいだろう。

ところで、このローマ共和政をめぐる最近の話題として、これまで長らく「貴族寡頭政」とされてきたそれが、実はアテナイにおけるような「民主政」ではなかったかという議論がある。^②私としては別稿でも記したように、^③ネーミング自体にそれほど重要性を見出さないが、それでもあえて名付けようとするならば、迂遠なようだが、独立革命期のアメリカ合衆国に存在した二つの政治理念の対立を論ずる遠藤泰生氏の説明が示唆に富むように思われる。遠藤氏によれば、^④当時の合衆国においては、「政治の決定は教育ある富裕層、すなわちエリートが行ない、彼らの政治が墮落せぬよう徳ある民衆がその政治を監視すればよい」とする「古典的共和主義」の理念と、もう少し直接的な民衆の政治参加とそれによる彼らの私欲の追求とを認めるような「民主主義的共和主義」あるいは「自由主義的共和主義」という二つの共和主義の間に対立が見られたという。

古代ローマにおける民会および民衆の政治力を再評価する、最近の

「ローマ共和政Ⅱ民主政」論が主張しているのは、いわばここである。後者の「民主主義的共和主義」「自由主義的共和主義」としての共和政である。だが、これを参考に共和政期ローマの実態として述べるならば、帝政成立前夜のその最末期にかけて、かなりの程度「民主主義的共和主義」へと傾斜していったとはいえ、ローマ共和政は、やはり基本的には先の定義で見たような「古典的共和主義」としての性格を保持し続けたように私には思われる。

もうひとつ古代ローマの歴史がわれわれと直截に関連してくるのは、このような共和政の政治体制を採っていたローマが、一都市国家に始まりながらもイタリアを征服し、ついには周知の「世界帝国」の建設へといった点である。肯定的に捉えるにせよ否定的に捉えるにせよ、「なぜ、いかにしてそれが可能であったのか?」という問いは、古来、人々を魅了してきた。^⑤最近でも、民族問題を中心とした近代国民国家が抱える問題点の噴出とともに、「帝国」のポジティブな捉え直しが提起されているが、^⑥その中で元祖「帝国」というべきローマの帝国支配のあり方も、さらなる解明を待つ重要な課題として再浮上しているように思われる。

このような近年の動向のなかで、小稿において取り上げようとするのは、古代ローマによる領域拡大・帝国形成という第二の論点に関する問題である。ただし、私には近現代史の諸研究と切り結ぶだけの力量はないので、ここでは純粹に古代ローマ史の問題として以下の点を論じたい。

古代ローマの領域拡大・帝国形成において特徴的なのは、それが軍

事力を背景にした支配といった面を持つと同時に、広く被征服民にローマ市民権を賦与し、ローマ市民団自体の拡大といった側面を持った点である。これはわが国でも、古代ギリシアのポリスとの対比で、^⑦開放的市民権政策^⑧として知られている。またこれと関わって、どのような過程を経て新市民がローマに融合・統合されたのかは、イタリアや諸属州の「ローマ化」の問題として、ローマ史研究における重要なテーマをなしてきた。^⑨これはもちろん第一義的には、融合・統合される側の政治的・社会的・文化的さらには心理的要因をも含み込んだ複雑な問題であるが、それと同時にそのような新市民の受け入れとそれに伴う市民団の拡大を可能とするような制度をどのような形で創り出したのかという、ローマ側の問題でもある。

そこで本稿では、市民団の拡大と相即的に生じたその編成原理の変更に着目し、この課題に対するローマ側の対応過程を先行研究に導かれながら整理することとしたい。なおその際、私が最近手掛けている研究テーマであるトリブス制を縦軸に据えるが、それにより本稿は、市民団の拡大過程においてこのトリブス制が果たした役割を明らかにする試みともなるであろう。

註

- (1) Alintott, *The Constitution of the Roman Republic*, Oxford 1999, 233-255.
- (2) 最新の研究として、F. Millar, *The Crowd in Rome in the Late Republic*, Ann Arbor 1998参照。
- (3) 拙稿「共和政期ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について——ミラーの問題提起（一九八四年）以降を中心に——」『史学雑誌』一

〇六一八、一九九七年、六三一八六頁参照。

(4) 遠藤泰生「アメリカ合衆国の国家形成―理念の共和国の誕生」歴史学研究会編『講座・世界史二 近代世界への道』東京大学出版会、一九九五年、二七三―二九八頁。

(5) 長谷川博隆「ローマの興隆について」『ローマ人の世界―社会と生活―』筑摩書房、一九八五年、三〇二―三二六頁(初出は、一九六三年)参照。また、弓削達『地中海世界とローマ帝国』岩波書店、一九七七年は、この点を「市民共同体」の運動法則という視角から説明しようとした、秀逸なる理論的試みである。

(6) たとえば、山内昌之他編『帝国とは何か』岩波書店、一九九七年、『岩波講座・世界歴史五 帝国と支配』岩波書店、一九九八年、鈴木董『オスマン帝国の解体―文化世界と国民国家』ちくま新書、二〇〇〇年など。

(7) 弓削前掲書、五五―五六頁。批判は、石川勝二『古代ローマのイタリア支配』溪水社、一九九一年、三一九―三四七頁。

第一章 「血縁的」トリブスとクリア制

のちに「世界帝国」を建設したことも密接に関わりながら、古代ローマ人は、自らを民族的純潔性には拘らない開かれた民族であると自認していた。まずは、このローマ人の「自画像」から見ていこう。

建国の起源をトロイアに求めている点はひとまず措くとしても、ロムルスによる建国直後から、民族的混淆が生じたことをリウィウスは伝えている。まず興味深いのは、人口不足を懸念してアジール(避難所)を設定し、近隣の諸部族から広く避難民を募ったとされることで

ある。彼らの中には自由人のみならず奴隷もいたというから、建国の当初からローマ市民団はその一員として逃亡奴隷をも含みこんでいたことになる(Liv. 1.8.4-6)。

その後、女性の不足を解消するために、ローマ人は有名な「サビニ女性の略奪」を行なったが、その結果、文字通りローマ人とサビニ人との混血が成立した。史料は、しばらくの間、ロムルスとサビニ人の王ティトゥス・タティウスとの共同統治が行なわれたと伝えている(Liv. 1.9, 1.13.8)。ちなみにサビニ人は、同じイタリアの中でもローマ人がその一派をなすラテン人とは異なり、オスクウンブリア方言群に属する部族であった。

また、敗者Ⅱ被征服民との混血についてのよい例は、なんといっても三代目の王トゥッルス・ホステイリウスの治世下に起こったとされる、ローマ人の故地アルバ・ロンガの併合であろう。ダヴィッドの絵で有名なホラティウス三兄弟とアルバ側のクリアティウス三兄弟との「一騎討ち」で知られるこの争いは、最終的には、ローマ側の勝利に終わった。アルバの住民はその都市を破壊されローマへと強制移住させられたが、彼らにはローマ市民権が与えられ、そのうち主だった人々は「父たち(元老院議員あるいはパトリキ貴族)」として受け入れられたという(Liv. 1.30.2)。この伝承によれば、ローマ支配者層の一翼を担うこととなるこれら有力氏族の一つには、かのカエサル(の属するユリウス氏も含まれていた)。

これらに加えて忘れないのは、エトルリア人の影響および彼らとローマ人の結びつきであろう。文献上伝えられる七人の王のうち、

最後の三人は一般的にエトルリア系の王とされている。当時、はたして「エトルリア人支配」と呼べる状況が存在したのかどうかは疑わしいが、ローマ人がかつてエトルリア人の王を戴いていたのは確かである。この王家タルクイニウスを含めてエトルリア人氏族が広くローマに居住し、彼らとローマ人との混血も少なくとも支配階層の間でかなり進行していたものと思われる。たとえば、タルクイニウス・スペルプス王の追放に主導的役割を演じローマ人の「解放者」とされるL・ブルトゥスは、母方においては他ならぬスペルプス王の従兄弟にあたっていた(Liv. 1.56.7)。

このように原初期ローマにおいては、移住や戦争を通じて近隣諸部族との間に頻繁な交流がなされ、その中で移住者や敗北者に対して広くローマ市民権が賦与されたことが伝えられている。わけでも顕著なのは、早くから他国の有力者を自身の支配者層の一部として受け入れる、その「開放性」の高さであろう。上記の例のほかにも、前五〇四年にサビニ人のもとから一族郎党とともにローマへと逃れ、クラウディウス氏(言うまでもなく共和政期を通じての最有力氏族であり、後には皇帝も出す一族)の礎を築いたとされるアッティウス・クラウサスの例などが有名である。^② もっともこれは、当時のローマに特有の現象だったわけではなく、前七―六世紀にかけての中部イタリア地方においては、とりわけ支配者層レヴェルでの水平方向の社会的移動がかなり広範に見られたことが指摘されている。^③

さて、このようにローマでは早くから開放的な市民権政策が採られていたことは、これまでも十分に強調されてきた。だが実は、市民

団の編成原理という観点から眺めるならば、当初は「血縁的」に、あるいは少なくとも「擬似血縁的」に市民団が編成されていたかのように史料は伝えている。それは、三つの「血縁的」トリブスとその下部単位である三〇のクリアからなる編成のことであるが、このような編成は原理的には市民団を外へ向けて閉じたものにしたのではないかと思われる。そこで以下、これらの制度について検討を加えていきたいが、しかしその前に、そもそもローマ市民団の成立はどの時点なのかという問題にふれておかなければならない。というのも、クリア制の時代を国家の成立以前の段階と捉え、次章で述べるようなセルウィウス改革時に市民団の成立を求める見解も存在するからである。^④

この点に関しては、「ローマ市民団」という題名のもと、家族に焦点を合わせながらローマ市民団の構造とその変遷過程を論じた島田誠氏の見解が示唆に富む。^⑤ 本稿も島田氏同様、クリア制の成立時にローマ市民団の成立を求めることにしたい。なるほど各クリアはかなり自立的な権力を保持していたように思われ、「クリア連合」という呼称がむしろその実態に近いように思われる。しかしながら他方で、各クリアが参集するクリア民会やクリア全体の最高職である「大クリア長(curio maximus)」の存在、また少なくとも軍事的には全体を統括する王がいたことから考えて、各クリアを超えた上位の権力がこの段階ですでに存在していたこともこれまた確実といえよう。さらにいえば、特定の共同体(国家)に対して特定の権利と義務を有するメンバーシップの確立という観点からしても、クリア制という形で成員資格が確定されたことをもってローマ市民団の成立と考えることに大き

な誤りはないように思われるのである。^⑥

このような知見のもと、つぎに三トリブス三〇クリア制の具体的な編成について、史料が伝えるところを少し詳しく見ていこう。

その信憑性のほどはともかく、もっとも整然とした形でトリブス・クリアの編成を伝えているのはハリカルナッソスのディオニュシオスである。ディオニュシオスの記述によれば、すでにロムルス時代のローマ市民団は、三つのトリブス一般的にはティティエス(Tities)、ラムネス(Rannes)、ルケレス(Luceres)と呼ばれている一に区分されており、それぞれのトリブスにはトリブヌスと呼ばれる指導者が置かれていた。また各々のトリブスはそれぞれさらに一〇のクリアに下位区分され、そこにはクリオ(クリア長)と呼ばれる指導者が置かれた。このようにして全体では三〇のクリアが存在し、すべての市民はそのいずれかに所属することになっていたという(Dion.Hal., 2.7.2-4)。^⑦まず、このうちの三トリブス制について。プーセの整理によれば、この三トリブスの性格をめぐっては、これまでにおおよそ五つの解釈が提出されてきた。^⑧すなわち、そこに民族的起源を見る「民族説」、^⑨「民族説」と一部重なりながらもそれら諸民族を特定の丘に対応させた「地縁説」、^⑩それがいくつかの氏族・家族から成り立っていたとする「氏族説」、^⑪それが後代、具体的にはウァッロによる発明にすぎないとする「不在説(a these nihiliste)」^⑫そしてそこにインドヨーロッパ語族に共通する三区分を読み取ろうとする比較神話学者デュメジルの有名な「機能主義理論」である。

このうち「民族説」は、すでに古代ローマ人の間でも広く見られた

説明であり、それによれば、ティティエスはサビニ人のティトウス・タティウスから、ラムネスはロムルスから、そしてルケレスはエトルリア人のルクモから名付けられたという(Varr., LL, 5.55)。^⑬共和政末期の知識人であるキケロなどもこの説を採用している(Cic., Rep., 2.38-40)。^⑭そしてこれをもとに、これら三トリブスがそれぞれサビニ人、ローマ人、エトルリア人からなる三つの「民族集団」を表すとする説が提出されているのである。^⑮

これは本章でも紹介した開放的市民権政策に対応し、その制度的裏付けともいうべき非常に興味深い解釈である。しかし、この三区分に三民族の混淆を読み取ろうとする説は、最近ではむしろ否定される傾向にある。^⑯また、これと密接に関連している「地縁説」にしても、各トリブス二民族とフォルムを取り囲む丘との対応関係が十分に実証されているわけではない。^⑰さらに、デュメジルの理論に対しては、プーセが詳細な批判を展開している。^⑱

それに対しプーセ自身の見解はどうかといえば、つぎのように考えている。すなわち、より古い伝承が伝えていたのは市民団の下部単位としてクリアしか存在せず、ティティエス、ラムネス、ルケレスは騎士ケントゥリアの名称にすぎなかった状態であり、これら騎士ケントゥリアの名称を三トリブスの名称に変更したのは、後代の「改良」である。^⑲明言はないが、さきの分類に従えば、「不在説」に属するのではなからうか。

このような見解の背景をなすのは、トリブスの名称とされる先の三つが共和政期になってからも残存したのは、騎士ケントゥリアの名称

としてであったという事実である。一八騎士ケントゥリアのうちの六つは、それぞれ、「先のラムネス (Rammnes priores)」[後のラムネス (Rammnes posteriores)]「先のティティエス」[後のティティエス]「先のルケレス」[後のルケレス]と呼ばれ、ここにのみ三トリブスの名称とされるものが残っていた。

詳細な史料批判に裏付けられたプーセの仮説は、なるほどありえないことはないようにも思われるが、そこまで懐疑的になる必要があるのかどうか、この点についてはひとまず判断を留保しておきたい。⁽¹⁶⁾

ともかくこれまでの検討を踏まえるならば、さきの「氏族説」の当否も含め、成立当初のローマ市民団の編成を考える上で重要なのは、三トリブスというよりその下部単位をなしていたクリアの実態ということになるだろう。

さて、トリブスに比べクリアの方は、情報量の少なさという点ではさほど変わらないものの、それらが共和政末期から帝政成立期に至ってもなお存続し、しかもそれなりに機能していたのは確かである。ただし、オウィディウスの記述をもとにすれば、自己の所属するクリアがどこであるのか分からないローマ人が、すでにアウグストゥス時代には多数に上っていたことが窺われる (Ovid, *Fast.*, 2, 531-532)。

三〇クリアの名称に関して、いくつかの史料はそれが略奪されたサビニ女性にちなんで名付けられたと指摘している (Liv., 1, 13, 6-7; Cic., *Rep.*, 2, 8, 14)。⁽¹⁷⁾ しかしディオニュシオスによれば、ウァッロはこのような伝承を誤りとし、クリアの名は、かの事件以前に、クリアの指導者やバグスの名にちなんで名付けられたと解釈しているという (Dion.

Hal., 2, 47, 3-4. Plut., *Rom.*, 20, 2 も同様にこの起源譚を誤りとする)。実際のところ、一般には七―八個が確実なものとみなされているクリア名のうち、⁽¹⁸⁾ 四つが氏族ないし民族名に由来するとされ (Acculeia, Faccia, Titia, Velitia)。⁽¹⁹⁾ 二つは地名由来とされている (Foriensis, Velitensis)。⁽²⁰⁾ やらに言えば、残る二つの由来不明のクリアには、Raptaすなわち「略奪された」という意味のクリアも含まれており、⁽²¹⁾ このクリア名をもとに先の起源譚そのものが作られたとする推定は、あながち的外れとも言えない。

名称の問題はともかく、本稿にとってより重要なのは、クリアの構成ないしその内部構造である。「クリアがいったい何であるのかが分かれば、原初期ローマの諸制度がどのように動いていたのかが分かる」とモミリアーノが断言したように、⁽²²⁾ クリアの解明は、成立期のローマ国家を考察する際のポイントとされ、これまでに様々な解釈が提出されてきた。様々な説が出されてきたということは、この肝腎な点について確定的な答えが出されていないということでもある。本稿では、現在の史料状況を踏まえて考えるとき、もともと無理なくかつ穏当な判断を示していると思われるモミリアーノ／コーネルの見解をもとに以下のように考えておきたい。

クリアの構成を考える上で唯一の手がかりともいってよい史料は、ラエリウス・フェリクスの定義を伝えるゲッリウスの記述である (Gell., *NA.*, 15, 27, 5)。⁽²³⁾ この有名な記述によれば、「財産評価と年齢をもとに (ex censu et aetate)」投票が行なわれるとき、それはケントゥリア民会であり、「地域と居住地 (??)」をもとに (ex regionibus et locis)」

投票が行なわれるとき、それはトリブス民会であった。それに対して、「人々の *gens* をもとに (*ex generibus hominum*)」投票が行なわれれば、それはクリア民会であったという。問題は、「種類」「出自」といった意味に始まり、人間集団を指す場合でも、「家族」から「種族」「民族」まで実に幅広い範囲をカヴァーする語である *gens* が、ここではいったい何を意味するかである。

gens を *gens* (氏族) の同義語とするか、あるいはそうでなくともそれがなんらかの親族集団を指すとして、クリアへの所属はそれを構成する各氏族あるいは各家族への所属により条件付けられていたとする説がかつては有力であった。²⁰ それに対してパーマーは、他の史料における *gens* の用法をもとに、それが「人」に当たるような共同体の成員を表す概念であり、具体的には原初期ローマの近隣に存在し次第にローマに併合されていった諸村落の構成員を意味していると主張した。パーマーによれば、ローマに隣接する共同体が、(a) 移住、(b) 同盟 (条約締結)、(c) 被征服の結果、漸次ローマへと併合されていたことを反映する制度がクリア制であり、このような併合に合わせて、クリアの数も増えていった。パラティヌス丘に参集する七クリア時代に始まり、セルウィウス王時代には二七クリア、そして前四九五年にいたって初めて三〇クリアになったという。²¹

しかしながらコーネルも指摘するように、たとえ語義的には *gens* を氏族と同一視することができないとしても、それが「人々の種類 (*kinds of men*)」といった一般的なカテゴリーを意味していると考えるならば、ここでの具体的な意味内容を「出自」や「生まれ」をも

とにした「人々の種類」とすることにさほど無理は感じられない。とすれば、これまでどおり、個々のクリアがいくつかの氏族・家族集団からなり、各ローマ市民はそれらの氏族・家族に生を受けてはじめて当該クリアへの所属も認められたとする解釈は、依然有効といえよう。²²

もちろん各クリア内の氏族・家族がすべて、いわんや各トリブス内の氏族・家族がすべて互いに親族集団をなしていたというわけではないが、上記のように、その成員資格が基本的には「出自」や「生まれ」に基づくという意味で、クリアおよびその集合体である旧トリブスは、「血縁的」原理に基づいた組織といえるのである。²³ そして、このような組織は論理的に考えて、一旦その総数が固定されてしまえば、つまりクリア数が新市民の追加に合わせて常に増加していくのでない限り、それ以上の成員の受入れを困難ならしめる閉鎖的な組織ではなかったかと思われる。

ただしここで、「血縁的」という性格に関して、さらに留意すべき事柄がある。それは、クリアなる語が人間集団ばかりではなく人々の集合する建物をも指示し、各クリアがそれぞれの集合場所をもっていたことや、クリアの名称が都市内の一定の地区に関連していることをもとに判断すれば、それが「地域的 (地縁的)」区分としての性格をも合わせ持っていた可能性があることである。コーネルは、クリアが作られた時点で、特定の地区に住んでいた諸家族が各クリアを形成すべく一集団をなしたのではないかとし、「血縁的」原理と「地縁的」原理の重なりを示唆している。²⁴ このような理解は、実のところ、先にふれたようなパーマーの見解にかなり似通ってくる。

とはいえ、市民団の編成原理という観点から眺めるならば、三〇ク
リアの成立が建国時にいちどきになされたかと考えるか、それが漸次増
大していったと考えるかでは、微妙に様相が異なってくる。というの
も、パーマーや平田氏のように、⁽²⁶⁾ クリアをかつての村落共同体の名残
(あるいは村落共同体そのもの)と捉え、それらの併合に伴ってク
リアの数自体も増大していったと捉えるならば、クリアのすぐれて血
縁的・地縁の性格が際立つことになる。⁽²⁷⁾ 他方、それを政治的統一体の
形成にあたって、たまたま特定の地区に居住していた氏族・家族をま
とめあげ区分した単位であるとするならば、⁽²⁸⁾ 人為的・人工的な構築物
としてのその姿が浮かび上がることになるからである。

これらの諸点について、これ以上の推論を巡らすことは差し控えた
いが、パーマーの批判にもかかわらず、従来から指摘されてきたよう
に、旧トリブス・クリア制による市民団の編成は、基本的には「血縁
的」原理によるそれと捉えてよいこと、しかしながら他方で、そのよ
うな「血縁的」原理においても少なからず「地縁的」原理が関わって
いる可能性があること、さらにクリア制の成立事情如何によっては、
そこにすづれて「人工的(人為的)」な区分としての性格も関わって
くる可能性があることをひとまず確認しておきたい。

註

- (1) リウィウスの伝えるユリウス氏については、トゥッリウス氏という説
みもあるが(R.E.A. Palmer, *The Archaic Community of the Romans*,
Cambridge 1970, 133; 136) Dion. Hal., 3, 29, 7でトリウス氏を伝えてい
る(R.M. Ogilvie, *A Commentary on Livy Books 1-5*, Oxford 1965, 122-

123参照)。

- (2) 詳しくは、拙稿「ローマ共和政初期のトリブスの内部構造——身分闘
争」との関連で——『北大史学』三五、一九九五年——拙稿「ローマ共和
政初期のトリブス」一五—七頁参照。

- (3) C. Ampolo, Demarato. *Osservazioni sulla mobilità sociale arcaica*,
Darch 9-10, 1976-77, 333-345; Id., *La nascita della città* [Ampolo,
Nascita della città], in: A. Momigliano/A. Schiavone(eds.), *Storia di Ro-*
ma I, Torino 1988 [Storia di Roma], 172-177; Id., *La città riformata e*
l'organizzazione centuriata. Lo spazio, il tempo, il sacro nella nuova
realta urbana [Ampolo, *Città riformata*], in: *Storia di Roma*, 220.

- (4) 平田氏は、市民団の成立という問題を直接論じてはおられないが、最
初期のローマを「村落連合体」クリア連合」とし、それを都市国家成立以
前の段階と捉える(平田隆一『エトルスキ国制の研究』南窓社、一九八
二年、一四〇—一六四頁)。他方で氏は、それを「小」ムニキピウム市民
共同体」の連合」とも表現しておられるが、とすれば、氏のムニキピウ
ム定義からして、この段階ですでに特定の国家の存在が想定されている
ようにも思われる。

- (5) 島田誠「ローマ市民団」弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ——古
典古代の比較史的考察——』河出書房新社、一九八八年、五三—七七頁。

- (6) A. Momigliano, *An Interim Report on the Origins of Rome*, *JRS*
53, 1963 [Momigliano, *JRS*], 112; J.-C. Richard, *Les origines de la plèbe*
romaine. Essai sur la formation du dualisme patricio-plébéien, Rome
1978, 195; T. J. Cornell, *The Beginnings of Rome. Italy and Rome from*
the Bronze Age to the Punic Wars (c. 1000-264 BC), London/New York
1995 [Cornell, *Beginnings of Rome*], 117.

- (7) 周知のとおり、一般にロムルスによる「ローマ建国」とされるのは、
前七五三年である。だが、これは考古学的に見た場合とてもそのま
まの形で受け入れられる年代ではない。コーネルによれば、考古学的に見た
場合のローマ都市国家＝ローマ市民団の成立は、前六二五年の前後数十

- 年に置くことができるといふ(Cornell, *Beginnings of Rome*, 97-103)。
平田氏は「イエシュタードに依拠して、前七世紀末から前五七五年にかけてのもう少し低い年代を想定しておられる(平田前掲書、一四二頁)」。
- (8) J. Poucet, *Recherches sur la légende sabine des origines de Rome*, Louvain 1967 [=Poucet, *Recherches*, 333-337, Id., *Les origines de Rome. Tradition et histoire*, Bruxelles 1985, 101-103 も参照]。
- (9) 具体的には、ラムネスがパラティヌス丘に、ティティエスがカピトリウム丘とクイリナリス丘に、そしてルケレスがカエリウス丘に対応した住民集団と考えられている。
- (10) ただし、ルケレスについては異説も存在する。たとえば、Plut., *Rom.*, 20.1-2 は「人々が逃げ込んだ「杜(Jucus)」から名付けられたとし、Liv., 1, 13.8 はその由来を不明とする」。
- (11) P. Willems, *Le sénat de la république romaine I*, Louvain 1885 に題せられておられる「基本的には U von Lübtow, *Das römische Volk. Sein Staat und sein Recht*, Frankfurt am Main 1965, 39-44 など」に引き継がれている。ただしウィレムスは「ルケレスとの直接的な対応としては、むしろアルバ人を想定している」。
- (12) Richard, *op. cit.*, 195-196; Cornell, *Beginnings of Rome*, 114.
- (13) Cornell, *Beginnings of Rome*, 114.
- (14) Poucet, *Recherches*, 372-378, cf. Cornell, *Beginnings of Rome*, 77-79; 115.
- (15) Poucet, *Recherches*, 338-383(esp. 369-371).
- (16) Palmer, *op. cit.*, 217 は「セルウィウス改革後も騎兵が旧トリブスをもとに徴兵されつづけたことが、これらの名称の残存につながったと解釈している」。
- (17) 個々のクリアに関する史料について詳しくは、Richard, *op. cit.*, 207-209 参照。
- (18) ただし、地名由来／氏族名由来の区別は、それほど確定的なものではない。たとえば Palmer, *op. cit.*, 75-79 は「Rapta も地名由来とする」。
- また「Der neue Pauly III, Stuttgart 1997, s.v. «Curiae» は Acculeia, Fautia, Titia のを人間集団由来とし、Rapta, Velitia を地名由来の中に含める」。
- (19) Momigliano, *JRS*, 109.
- (20) 以下は RE IV, Stuttgart 1901, s.v. «Curia».
- (21) Palmer, *op. cit.*, 67-75; 152-156; 175. 鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」『岩波講座・世界歴史』岩波書店、一九六九年、一一六頁もこの理解に近い。
- (22) Cornell, *Beginnings of Rome*, 116.
- (23) ちなみに Dion. Hal., 4, 14.2 は「氏族と結びつた(genikos)「トリブス」と表現している」。
- (24) Blinke, *Von der Verwandtschaft zum Staat. Die Entstehung politischer Organisationsformen in der frühromischen Geschichte*, Stuttgart 1995, 58 は「すでに婚姻関係によって結ばれていた親族集団が、土地の集団防衛のためにより強力な結びつきを求めてクリアへと結集したのではないかとする。もっとも、ここで想定されているのは国家の成立以前の段階である」。
- (25) Momigliano, *JRS*, 112; Cornell, *Beginnings of Rome*, 117. ちなみにローネンは The Oxford Classical Dictionary, 3rd ed., Oxford/New York 1996, s.v. «curia(l)» の同様の説明を行なっている。
- (26) 平田前掲書、一四七—一四八頁、同「アテネ僭主政とローマ後期王政(その一)——タルクイニウス・プリスクスの王政の構造を中心」と『ローマ研究』創刊号、一九九六年、五五頁。
- (27) ちなみに平田氏はクリアを、「血縁的家族集団が地縁的に統合された政治的単位」と表現しておられる(平田前掲書、一六一頁、註(60))。
- (28) Momigliano, *op. cit.*, 112. 明言はないが、ローネルも同様の理解と考えて誤りないだろう。

第二章 セルウィウス王による「地縁的」トリプス

三トリプス三〇クリア制からなる市民団の編成に大きな変更が生じたのは、ローマ六代目の王セルウィウス・トゥッリウスの時代であったと諸史料は伝える。

いわゆる「セルウィウス改革」の一環をなすこのトリプスの改変に関しては、史料の少なさとそれにもかかわらずそれが有する国制史上の重要さとが相俟って、これまでに様々な学説が提出されてきた。私がかつてこの論争にふれ、初期トリプスが設置された時期をめぐる問題やセルウィウス改革の性格をどう捉えるかなどについて、不十分ながらも基本的立場を述べておいた^②。そこで本稿では、改めて市民団の編成という観点からセルウィウス王のトリプス改革を取り上げ、別稿での見解の修正や補足説明をも含めて、現時点での見解を示しておきたい^③。

さて、史料が共通して伝えるのは、セルウィウス王がこれまでの三トリプス制に代えて（ただし廃止されたわけではない）、スプラナ区、エスキリナ区、コッリナ区、パラティナ区からなる四つの「都市トリプス」を設置したという点である（Liv., 1.43.13; Dion. Hal., 4.14.1-4; Fest., 506L; [Victor], Vir. ill., 7）。それに対して、農村部がどのよう区分されたのかを、唯一詳しく伝えているのはハリカルナッソスのディオニュシオスであるが、しかしそのディオニュシオスの記述からは、彼が執筆したアウグストゥス時代において、当初の農村トリプスの実態がすでに不明瞭になっていたことも窺われる。

ディオニュシオスによれば、ファビウス・ピクトルは、農村部が二六の「部分」に分けられたとし、それをトリプスとも呼んでいるが、ウェンノニウス（前二世紀後半の年代記作家か？）は、それを三一のトリプスとする。それに対して、これら両名より信頼に値するカトは、その数については特定していないという（Dion. Hal., 4.15.1-6）。たしかにガッパが指摘するように^④、これら諸説の紹介の仕方からは、その直前の箇所において都市の四トリプスのみが設置されたかのような理解を示しながらも、農村部の分割をも伝える諸史料に直面したディオニュシオスの当惑が読み取れるように思われる。ディオニュシオス自身は、都市部は「トリプス (phyle)」、農村部は「パグス (pagos)」に分割されたと理解して辻褄を合わせているが、われわれはここから農村部のどのような姿を読み取ればよいのだろうか。

まず、ディオニュシオスの記述をそのままに受け取るとすれば、「血縁的」三トリプスに代えてこの時設置されたのは、都市の四トリプスだけであり、一方、農村部はいくつかのパグスに分割されたということになる。とすれば、なぜトリプスとパグスという二種類の単位が採用されたのが問題となつてこよう。ディオニュシオスによれば、両者の目的はともに、徴兵および戦時特別税の徴収のためにそこに居住する住民数を正確に把握するという点にあった。それだけに、この疑問はなおさら強くなる。

ひとつ考えられるのは、同じく「地縁的」原理によりながらも、農村部については、すでに存在していた自然村に近いパグスを利用してひとまず編成替えがなされ、その後、それらをいくつか合わせて一つ

の農村トリブスが作られた可能性である。^⑦ 事実、農村トリブスのうちの一つであるレモニア区が、先行するバグスからその名称を引き継いだことがわかってゐる。(Fest. 102L. cf. Pap. Oxyr. 17(1927), 2088) またおそらくは先行するバグスの合併によりできた「セプテム・パギ (septem pagi)」と呼ばれた地域に、後のロミリア区が作られたのではないかとの推定もなされている。^⑧ しかしながら、もしもセルウィウス王の改革が農村部にまで及んだと考えるのならば、トリブスもバグスも同じ機能を持っていただけに、このようなバグスを合併した形で農村トリブスの設置もこのとき一気呵成になされたと考える方がむしろ自然ではなからうか。

それに対して、リウィウスが農村トリブスにふれていないのを大きな根拠に、このときの改革が農村部にまでは及ばず、都市トリブスの設置のみに限られたとする有力な説が存在する。^⑨ この説にはば共通して見られるのは、セルウィウス王の目的が氏族勢力への対抗上、新参の自由民を都市トリブスという形で組織化することであり、それゆえ氏族の権力基盤であった農村部には手がつけられなかったとする理解である。少し極端な形で言い換えるならば、当時のローマに、都市を基盤とし中央集権化による自らの権限強化をもくろむ王権と農村部を支配し自立・遠心化を目指す氏族勢力との「二元的体制」を見ようとする立場といえよう。^⑩ そこでつぎに、このような見解の当否を検討していきたいが、その際やはり鍵となるのは、セルウィウス王の改革意図であろう。

史料の少なさ、そしてまた改革の意図や目的といった対象そのもの

の持つ性格からして、それを明確な形で一つに絞り込んでいくのにそもそも無理が伴うことを十分承知はしているものの、それでもここでは、改革の内容から推し測り、セルウィウス改革の主たる目的を以下のように捉えておきたい。

H・ラーストの卓見を発展させた平田氏の研究によれば、^⑪ 当時のローマには、前章で述べたようなクリア組織から排除された自由人が相当数いた。それは具体的には、(i)土地を失いクリア籍を離れた人々この点についてはひとまず判断を留保したい、(ii)有力者の被護民となつた敗戦共同体の住民、(iii)主にエトルスキからなる新来の商工業者からなっていた。これらローマ領に住みながらもいまだクリア組織には編成されていない全自由民を市民団に繰り入れるための制度が、新トリブス制だったのである。その際、旧来の三トリブスが少なくとも理念的には「血縁的」原理によって構成されていたのに対して、新トリブスは「地縁的」原理による構成をとっていた。より正確に言うならば、従来のように「生まれ」「出自」によるのではなく、その「居住地」あるいは「土地財産の所在地」をもとにローマ市民団に編入されることがいまや可能となったのである。

このような改革の背景が何であったかは、先行研究も注目してきたように、^⑫ 同じくセルウィウス王によってなされたと言われるケントゥリア制の設立を^⑬ 考え合わせることに^⑭ よって明らかとなる。

周知のごとく、共和政期を通じての根幹的な軍事政治組織であるケントゥリア制は、所有財産に基づいて市民団を区分・編成し、その区分に応じて、各市民に軍事的義務を課するとともに民会において異なっ

たウェイトの投票権を与えていた。いわゆる「財産政治」である。軍事的に見てこのケントゥリア制は、いまや「地縁的」原理による新市民の編入により従来のクリア制が機能しなくなったのに伴ない、それに代わるより合理的な軍隊編成の方法を提供したものと思われる。また有力者に従属していた富裕な被護民などからは、政治的台頭のチャンスと引き換えにこれまで以上の軍事力を引き出す効果を持ったことであろう。¹⁵⁾

このように、トリブス改革とケントゥリア制の設立とは非常に密接に関わりながら、前者は市民団の拡大とより包括的なその把握を、後者は拡大された市民団のより効果的な軍事利用（そしてそれと表裏の関係にある政治的編成）を可能ならしめていた。つまりトリブス改革の主たる目的は、市民団の拡大による軍事力の増強にあったのである。

トリブス改革がもしこのような目的を第一義的に持っていたとすれば、この改革が氏族の権力基盤であった農村部にまで及ぶことはなかったとする先の見解はその妥当性を失ってくる。というのも、たとえ当時のローマに王権と氏族権力との「二元的体制」が存在したとしても、王側の施策をすべてこの対立の図式の中で理解する必要性はなく、共同行為による軍事的征服と防衛は、有力氏族側にも等しく痛感された課題であったに違いないと思われるからである。¹⁶⁾

つまり、「地縁的」原理による市民団の編成は、それまでクリア組織を基盤としていた有力氏族にとっても、一般的に考えられているほど不都合な制度ではなかったということになる。思うに従来の有力説は、その狙いが「有力貴族の地盤の分断にあった」と考えられている

「クレイステネス改革」¹⁷⁾に、あまりにも類似を求めすぎたのではなからうか。実際のところ、よく知られるクラウディア区の例などからすれば、そこに一族と被護民の土地を所有していたクラウディウス氏が、農村部の「地縁的」編成により、従来の権力基盤―その強度がどのようなものであれ―をそれほど掘り崩される結果になったとは思われない。

この問題を少し別の角度から考えていこう。¹⁸⁾ かりにセルウィウス王がその改革時に農村部に手をつけることができなかったとすれば、一七農村トリブス（少なくともそのうちの氏族名を冠するとされる一一トリブス―後述）の設置は当然、氏族勢力が権力を掌握してから、つまり共和政期に入ってからということになる。そこでとりわけ有力視されているのが前四九五年という年であり、このとき、有力氏族は自らの支配する領域に農村トリブスを設置したのではないかと考えられているのである。¹⁹⁾

ところが別稿でもふれたように、このような仮定は、「身分闘争」の展開との間に齟齬をきたし、四都市トリブスに限定されていた平民がなぜあれほどの成果を挙げ得たのが説明できなくなる。すなわち、クラウディア区の事例や同じように有名なファビア区の事例は、たとえそれらが事実であるとしても、他の氏族にも敷衍し一般化することはできない。農村トリブスの実態としては、そこに所領を構えた有力氏族の磐石の権力基盤ではなく、同じくそこに属する平民―狭義の「被護民」と区別された限りでの「一般平民」―との社会的・政治的關係に大きく左右される、多分に流動的な権力関係の場が想定される

のである。²¹⁾

共和政期に入ってから農村トリブスの実態がこのようであれば、氏族名を持つ農村トリブスの設置を敢えて共和政期に求める必然性はなくなる。もちろんこのことは、それらが王政期にまで遡るといふ積極的な論拠ではないが。

このような検討を踏まえながらセルウィウス改革時の農村部という問題に立ち返るならば、そこにはセルウィウスの改革が及ばず四つの都市トリブスのみが設置されたと考えたり、あるいはひとまずバグス単位の編成がなされ、のちにそれがいくつか合併されて農村トリブスとなったと考えるより、やはりトリブスの設置という形で農村部の編成替えもこのとき同時になされたと考える方が妥当ではなからうか。そこで次なる問題として生じてくるのは、セルウィウス改革の当初、はたしていくつの農村トリブスがこのような形で創り出されたのかという点である。最後にこの難問にふれておこう。

まず、大枠として確認しておきたいのは、前四九五年についてのリウィウスの記述をもとにすれば(Liv. 2.21.7)、遅くとも前四九五年までには一七の農村トリブスが設置されて、トリブス数は全体で二一になっていたという点である。このような理解に対しては、周知のごとく、前四九五年段階でのトリブス数は二一ではなく、農村トリブスのうちのいくつかは前五世紀の後半にわたっても新設されたとする、有名なアルフェルデイによる批判が存在する。²²⁾だが別稿でも記したように、前五世紀におけるローマ領の拡大過程等から判断して、前四九五年段階でのトリブス数を二一とする見解がより妥当であると私は考

えている。²³⁾

これら一七農村トリブスのうち、前四九九年に占領された都市クルストゥメリウムに由来するクルストゥミナ区と(Liv. 2.19.2; Fest. 401)、一般的には前五〇四年にローマへと移住したとされるクラウディウス氏に由来すると伝えられるクラウディア区に関しては、それらが共和政期に入ってから作られたとする説、もつといえは前四九五年に設置されたのが他ならぬこれら二トリブスであるとする説が有力である。²⁴⁾

他方、クルストゥミナ区を除く一六トリブスに関しては従来、それらがすべて氏族名に由来するとされてきた。しかし先のアルフェルデイの批判以来、それらのうち、氏族名由来が明らかな一〇トリブス(アエミリア区、クラウディア区、コルネリア区、ファビア区、ホラティア区、メネシア区、パピリア区、ロミリア区、セルギア区、ウォトゥリア区)以外の、カミリア区、ガレリア区、レモニア区、ポツリア区、プビニア区、ウォルティニア区は地名に由来するとされている。またこれとの関連で、ガレリア区を除く地名由来の五トリブスが「都市トリブス」に隣接し、セルウィウス時代にまで遡るより古いトリブスではなかったかとする推測もなされている。²⁵⁾

別稿において私は、これら六トリブスを地名由来とする解釈を現在の有力説として紹介し、明示的ではないまでも、そのような解釈を支持しておいた。²⁶⁾ところが、その後出された研究においてコーネルは、これら六トリブスを記録上から消え去った氏族とする旧説を擁護しており、現時点の私にはそれがかなり説得的なように、少なくとも不都

合ではないように思われる。⁽²⁸⁾

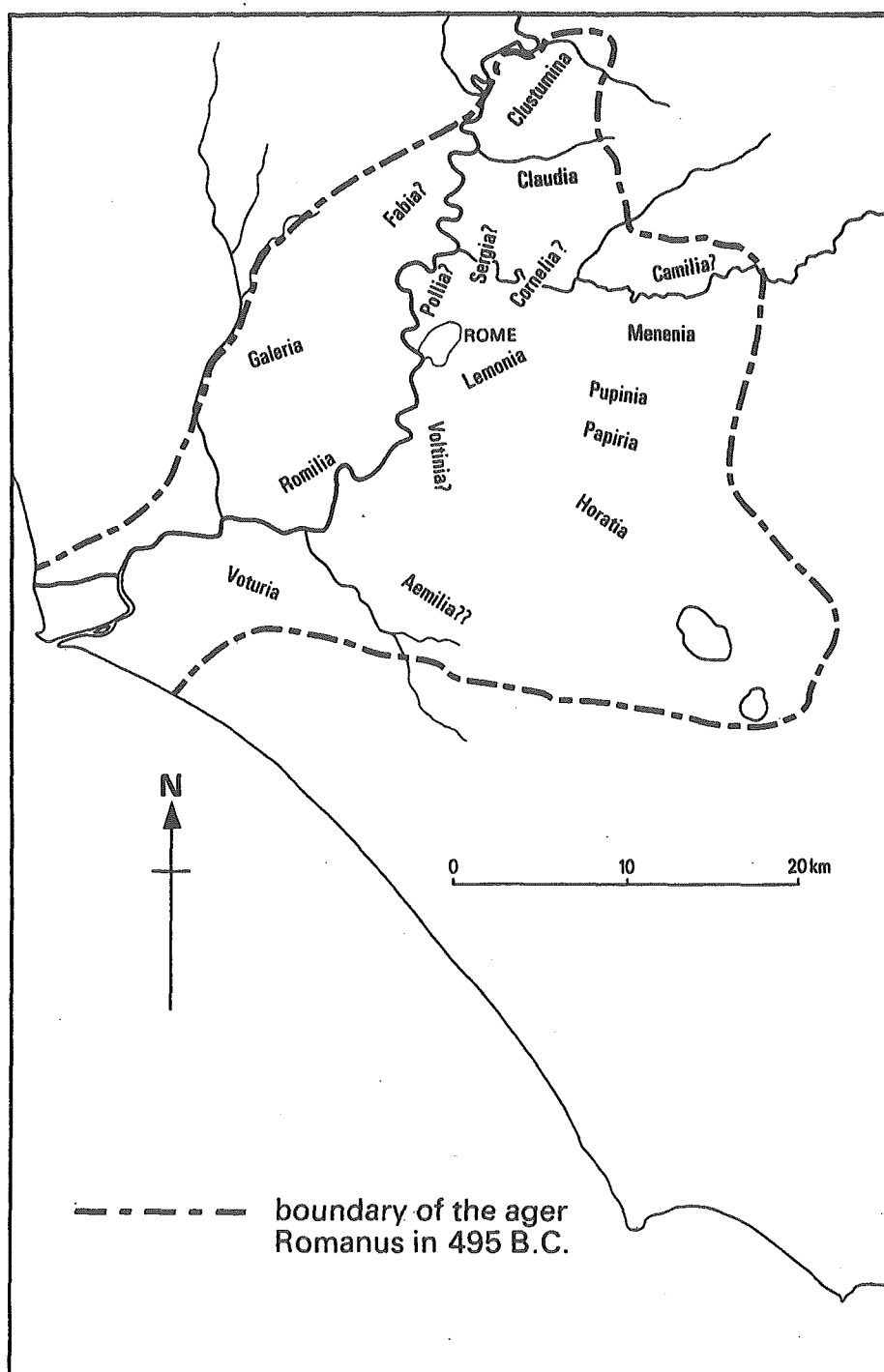
コーネルがまず論拠とするのは、現存する史料の少なさとその残り方の偶然性という点である。たとえば、氏族名由来のロミリア区も、もしも記録に残された唯一のバトリキ貴族である前四五五年の執政官T・ロミリウス・ロクス(T. Romilius Roccus Vaticanus)がなんらかの理由で政治的成功をおさめていなかったならば、後世、地名由来のトリプスに分類されていたであろうとする。同じような事態が地名由来とされる六トリプスに生じている可能性が高いということである。ちなみに六トリプスの名称は、氏族名としても十分不自然ではない名称であり、実際のところ、ガレリア区に対応するガレリウス氏は、後六八年の執政官として、また、他のトリプスに対応するカミリウス氏、ポッリウス氏、プピニウス氏、ウォルティニウス氏も碑文等の帝政期の史料には姿を現す氏族名であるという。⁽²⁹⁾

他方で、コーネルによれば、いくつかの農村トリプスが地名由来であることを示す確定的な証拠は、実は存在しない。たとえば、中世以降に見られるRio Galera & Santa Maria in Galeriaといった名称は、ガレリア区が地名由来であることを表すのでなく、その逆にそれらの地名がトリプス名からとられたことを表すにすぎない。同様の批判は、レモニア区やプピニア区が地名由来であることの決定的な証拠のごとく挙げられるフェストゥスの記述に対しても当てはまるという(Fest., 102L: 264-265L)。フェストゥスの史料価値に対するコーネルの批判については判断を留保したいが、コーネルの批判とは別に、レモニア区の由来とされるパグス・レモニウス(pagus Lemonius)や、プピニ

ア区の由来とされるアゲル・プピニウス(ager Pupinius)といった地名自体が、その地方とかかわっていた(おそらくそこに土地を所有していた)氏族名から来ている可能性、すなわち、氏族名↓地名↓トリプス名⁽³⁰⁾といった経過も考えられるのではないか。

かくして議論は振り出しに戻され、地名由来とされる五トリプスをより古いトリプスとすることはできなくなった。⁽³¹⁾ また各トリプスの位置関係も、トリプス名の由来とは独立に、それを設置時期の論拠とできるほど確定的となっているわけではない(テイラーの推定した農村トリプスの位置関係については、次頁の図1参照)。結論的には、おそらくクルストゥミナ区とクラウディア区は除いて考えてよいが、残りの一五の農村トリプスは、セルウィウス改革から前四九五年までのいずれかの時期に設置されたのであり、それらがすべてセルウィウス改革時に設置された可能性も排除されてはいないとするに留めておきたい。⁽³²⁾

とまれ、セルウィウス改革により確立された「地縁的」原理による市民団の編成は、それまでの「血縁的」トリプスに比べ、各トリプスの拡張やトリプス数自体の増加により、理論的にはどこまでも市民団の拡大に対応できるシステムであった。また実際、この制度は共和政期を越えて維持され、市民団の拡大に実践的にも対応していくのであるが、次章では、ローマ領とローマ市民団拡大の過程を具体的に追いつながら、そこにおいてこの「地縁的」トリプス制が果たした役割について、いくつか論点を絞り込みながら考えていくことにしよう。



〔図1〕 前495年のローマ領と初期トリブス
 (The Cambridge Ancient History VII-2, 2nd ed., 254 より)

註

- (1) 詳しては R. Thomsen, *King Servius Tullius. A Historical Synthesis*, Copenhagen 1980, 115-143 参照。
- (2) 拙稿「ローマ共和政初期のトリブス」。
- (3) セルウィウス王についてのより包括的な研究としては、平田隆一「アテネ僭主政とローマ後期主政（その三）ーセルウィウス・トゥリウス王の出自・即位・王権の性格」『東北大学大学院国際文化研究科論集』四、一九九六年、同「アテネ僭主政とローマ後期主政（その四）ーセルウィウス・トゥリウスの王政の構造」『国際文化研究』三、一九九六年参照。
- (4) 他には、ノニウスがヴァッロからの引用として (Varro, *De vita populi Romani* I)「農村部の「十二レギオ (regiones)」への分割を伝えるが (Nonius, 62L)「これも一般的には、ファビウス・ピクトルに依拠してのセルウィウス改革への言及ではないかと考えられている (Thomsen, *op. cit.*, 116)。
- (5) 当該引用箇所のカニシツツは W. A. Schröder, *M. Porcius Cato, Das erste Buch der Origines. Ausgabe und Erklärung der Fragmente*, Meisenheim am Glan 1971, 188-192 参照。
- (6) E. Gabba, *Studi su Dionigi da Alicarnasso: Il regno di Servio Tullio, Athenaeum* N.S. 39, 1961, 102-107. また、イオニタニオスの記述の全般的特徴については Id., *Dionysius and the History of Archaic Rome*, Berkeley/Los Angeles/Oxford 1991 [= Gabba, *Dionysius*], 152-189 が参考になる。
- (7) 都市国家に先行した「ベグス」については Ampolo, *Nascita della città*, 167-169 参照。
- (8) L. Ross Taylor, *The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-five Urban and Rural Tribes*, Rome 1960, 5, n. 9; Palmer, *op. cit.*, 76.
- (9) 文献については Thomsen, *op. cit.*, 126, n. 57 参照。
- (10) 前掲リンケ (Linke) の研究書が、このような基調で書かれている。
- (11) H. Last, *The Servian Reforms*, *JRS* 35, 1945, 38-42 (= H. M. ラースト、鈴木一州訳「セルウィウスの改革」古代学協会編『西洋古代史論集 II』東京大学出版会、一九七五年、二五六一二六三頁)。
- (12) 平田前掲書、一五二頁。
- (13) ラースト前掲論文、A. Momigliano, *The Origins of Rome*, in: F. W. Walbank et al. (eds.), *The Cambridge Ancient History* VII-2, 2nd ed., Cambridge 1989 [= CHA], 103-104; Ampolo, *Città riformata*, 218-231 など。
- (14) ケントゥリア制の成立事情に関し詳しくは、平田隆一「ケントゥリア制の成立について」『教養部紀要』〈東北大学〉三三、一九八一年、一九三ー二一六頁参照。
- (15) cf. Momigliano, *JRS*, 119.
- (16) ちなみにコーネルも、各トリブスに属する市民がすべてのケントゥリアへと割り振られる「クロス・スクション方式」により、トリブスとケントゥリアとが結びつけられていたという前提のもと、このような形で実施されたケントゥリア制は、地方に割拠していた貴族の権力を削減し、国家の中央集権化を目指すものであったと理解している (Cornell, *Beginnings of Rome*, 190-197)。⁶ だが、そのような前提の当否はともかく、このようなやり方によって、本常に貴族の権力は削減されるものであるか。
- (17) 伊藤貞夫『古典期アテネの政治と社会』東京大学出版会、一九八二年、七三頁。
- (18) ただし、当の「クレイステネス改革」に関しても別様の解釈が存在するようである。詳しくは、周藤芳幸／村田奈々子『ギリシアを知る事典』東京堂出版、二〇〇〇年、一六七ー一八五頁参照。
- (19) 安井氏は、パトリキ支配とは何かを論じた近作において、氏族の土地所有問題にもふれ、拙稿（「ローマ共和政初期のトリブス」、八頁）に疑問を呈しておられる（安井朋「パトリキ支配に関する覚え書き」『西洋史研究』新輯二九、二〇〇〇年、三一頁、註(20)）。判断を留保して

先に進んだつもりの方が結論部と受け取られかねない記述となつたので、以下に説明を補充しておきた。

- (20) Thomsen, *op.cit.*, 136-143; Linké, *op.cit.*, 123-124; 156. ほかには、拙稿「ローマ共和政初期のトリブス」一八頁、註(28)の諸文献参照。
- (21) クラウディア区の事例にしても、それはクラウディウス氏の移住にもない当該トリブスが設立された直後の姿であり、トリブスの拡大とともに、クラウディア区におけるクラウディウス氏と平民との関係も、程なくこのような状態になっていったのかもしれない。
- (22) A. Alföldi, *Ager Romanus antiquus*, *Hermes* 90, 1960, 187-213; Id., *Early Rome and the Latins*, *Ann Arbor* 1965, 288-318.
- (23) 拙稿「ローマ共和政初期のトリブス」二二三頁。
- (24) Taylor, *op.cit.*, 36-37; Cornell, *Beginnings of Rome*, 174-175; 190.
- (25) 平田隆一「初期ローマの領域と人口」『歴史』五五、一九八〇年、一九一〇頁、原田俊彦「最初期 censor の活動と性格—censor の習俗監視序論—」『早稲田法学』六五—四、一九九〇年、一〇—一頁もこの説を採っておられる。他方、Ampolo, *Città riformata*, 229 頁、これら五トリブスにロミリア区を加える。
- (26) 拙稿「ローマ共和政初期のトリブス」五頁。
- (27) Cornell, *Beginnings of Rome*, 176-178.
- (28) 安井前掲論文、三二頁、註(16)も同様の解釈と考えてよいのか。
- (29) コーネルが挙げる史料はそれぞれ、Camilius(W. Schulze, *Zur Geschichte lateinische Eigennamen*, Berlin 1904, 140); Pollius (Mart., 1, 113, 5); Pupinius (CIL V, 7055); Voltinius (CIL XI, 3208; Schulze, *op.cit.*, 259). ほか、Lemonius に関し、H. Solin/O. Salomies(eds.), *Repertorium nominum gentilium et cognominum Latinorum*, 2nd ed., Hildesheim/Zürich/New York 1994 をふり、CIL V, 2974; 3026 を確認せよ。
- (30) Gabba, *Dionysius*, 183.
- (31) したがって、アルフェルディ説を批判しながらもその「二分法」は受け入れ、地名由来をセルウィウス改革時に、氏族名由来を前四九三年あ

ることは前四九五年に求め、M. Humbert, *Municipium et civitas sine suffragio. L'organisation de la conquête jusqu'à la guerre sociale*, Roma 1978, 49-76 & J.-C. Richard, *L'oeuvre de Servius Tullius: essai de mise au point*, *RD* 61, 1983, 187-191 のような「二段階説」の論拠も弱くなったことになる。もっとも、リシャルがセルウィウス時に設置されたとするのは、ガレリア区ではなくロミリア区を加えた六農村トリブスである。

(32) J. Cels-Saint-Hilaire, *La République des tribus. Du droit de vote et des senjeux aux débuts de la République Romaine* (495-300 av. J.-C.), Toulouse 1995 は、初期トリブスに注目した最近では唯一ともつてよい専論であり、しかも初期トリブスの設置経過についてかなり大胆な再構成を行っているので、ここで少し詳しく紹介しコメントしておきたい。

セルサンニイレールによれば、セルウィウス王の改革によって創り出されたトリブスは、都市の四トリブスと地名に由来するとされる五農村トリブスの合計九トリブスであり、氏族の支配領域はトリブスとはなっておらず、従って彼らの被護民もトリブスには属していなかった。当初のトリブスは、氏族に属さない人々々々「平民」の戸口調査を行なうための枠組にすぎなかったのである。その後、前四九五—四九三年段階で、同じく地名由来の二トリブス(クルストゥミナ区と、ガレリア区(一))が追加されたが、トリブスの基本的性格は変わらなかった(83-128)。そしてこのようなトリブスの性格に転機が訪れたのは、前四七一年であるという。この年、周知のごとく、護民官がそれまでのクリア民会に代わってトリブス民会(平民会)で選出されることとなり、その結果、氏族勢力にもこの民会をコントロールする必要性が生じてきた。そこで前四七一年から前四四九年にかけての時期、しばらくは法的・宗教的手段により妨害を繰り返してきたが、それが功を奏さなくなるや、おそらくは前四四九年に、氏族は自己とその被護民が属する地に氏族名由来の一〇トリブスを新設し、トリブス民会の新たな掌握を試みたのであると(129-206; 315-323)。

とりわけ前四七一年という年の重要性を強調し、投票単位としてのト

リブスに焦点を合わせながら、共和政初期の政治史を再構成した興味深い研究である。だが一見したところみごとに一貫性を持っているその説明も、そのままでは支持し難いいくつかの仮説に依拠している。彼女の説の大前提とも言うべき地名由来のトリブスと氏族名由来のトリブスという二分法、しかも前者が平民の属するトリブスであり後者が氏族とその被護民の属するトリブスであったという仮説、そして氏族の支配地とそこに住む被護民が一〇トリブスの新設までトリブス組織の埒外にあったという仮説——そのため、パトリキ氏族自体はそれ以前にもトリブスに属していたのかどうかという点が非常に曖昧に処理されている(311)——等々である(これらの問題点については、拙稿「ローマ共和政初期のトリブス」参照)。百歩譲ってこの説を認め、前四七一年から前四四九年段階では平民の支配する一トリブスのみが存在したとしても、その平民会(トリブス民会)を牛耳るためにパトリキ氏族が一〇トリブスを追加したのではそもそも過半数を制するに不十分ではないか。

第三章 ローマ市民団の拡大とトリブス⁽¹⁾

(一) ローマ領の非連続的拡大

セルウィウス王時代に創り出された「地縁的」トリブスが、前四九五五年までに、都市四、農村一七の合計二一トリブスとなっていたことは前章で論じた。しかしその間、ローマ領およびローマ市民団の拡大とそれらトリブスの増加とが具体的にどのように関連していたのかについては、クラウディア区やクルストウミナ区等のわずかな事例を除き、あまりよくわかっていない。

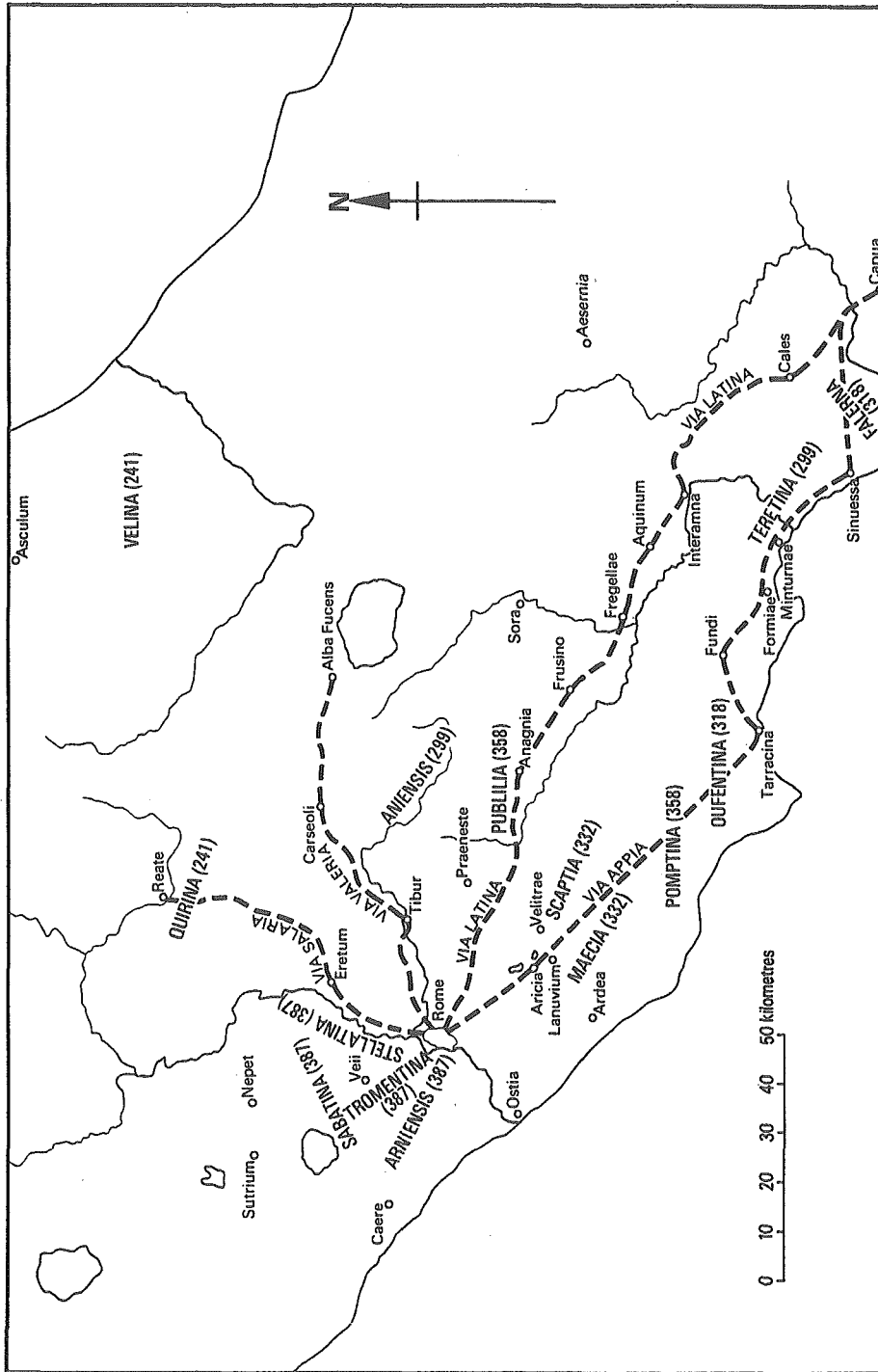
それに対して、ウェイイとの戦争の後、前三八七年に設置された四トリブス以降の一四農村トリブスについては、ローマ領の拡大とそれ

らトリブスの設置とが対応していた様子が、わずかなりとも史料から読み取れる。ローマ史上トリブスが注目されてきたのは、まずもってこのようなローマ領拡大との関連においてであった。それゆえ、従来、文献史料や帝政期の碑文史料を駆使して、どの地域がどのトリブスに割り当てられたのかを解明することが、トリブス研究のひとつの中心をなしてきた⁽²⁾。

この点に関して、本稿で新たに付け加えることは何もない。むしろここでは、コーネル同様⁽³⁾、これまでの研究の集大成ともいえるべきロス・テイラーの研究に全面的に依拠し⁽⁴⁾、それを前提としながらさらにその先へと議論を進めるという方法を採用することとする。テイラーの研究は、一九六〇年の出版であるにもかかわらず、いまもってトリブス研究の最重要文献であり続けているが、そのテイラー説をもとに、これら一四トリブスの設置年とその設置箇所を图示するならば、図2のようになる。このようなトリブスの設置がローマ市民団の拡大過程においてどのような意味を持ったのかについて、以下本章では、互いに関連する三つの論点から考えていきたい。

まずはトリブス設置の単純なクロノロジーから明らかとなる事実から始めよう。それは、すでにテイラーやシャーウィーン・ホワイトにより注目されているように、トリブス新設の時点で何度か、ローマ領が「他国」により分断され領域的連続性を欠く状態が出現していることである。

具体的に見ていくならば、前三五八年、ポンプティヌス地方にポンプティナ区が設置された際には、本来のローマ領(四都市トリブスといまや二一農村トリブスからなる地域)との間にアリキア、ラヌウイ



【図2】 前387～241年：農村トリブスの発展 (The Cambridge Ancient History VII-2, 2nd ed., 404より)

ウム、アルデア等のラテン人諸都市が介在し、おそらくこのトリブスは本来のローマ領とは分断されていた。また同じ年に設置されたプリア区は、従来ベローッホの説に従ってポンプティナ区の南に位置付けられるのが一般的であったが、テイラーの解釈によれば、このトリブスは、後にそこに編入される都市アナグニアを中心としたヘルニキ人の土地に作られたという。^⑦とすれば、プブリリア区もプラエネステの介在により本来のローマ領から、他方ではおそらくラテン植民市のシグニア、ノルバの介在によりポンプティナ区からも分断されていた可能性が高い。そしてこの状態が解消されたのは、前三三八年にラテン戦争が終結し、前三三二年にマエキア区、スカプティア区のトリブスが新設された時点であったと思われる。

続く前三一八年の二トリブスの新設に関しても、シャールウィンリホワイトは本来のローマ領から分断された状態を想定している。^⑧シャールウィンリホワイトによれば、プリウエルヌムの地に作られたオウフェンティナ区は、ラテン植民市セティアの介在により、ポンプティナ区からは分断されていた。またはるか南方のカンパニア人の土地に作られたファレルナ区にいたっては、本来のローマ領から距離的にいつてもかなり隔たった孤立したトリブスであったという。介在するアウルンキ人の土地がローマ領となったのが前三一四年以降であるとすれば、前三一八年当時、たしかにファレルナ区はそのような状態にあったといえよう。さらに前二九九年、アニオ河の上流に作られたアニエンシス区についても、シャールウィンリホワイトはラテン都市ティブルの介在により本来のローマ領からは分断されていたと考えている。

このように、征服地が単なる公有地として残されていた段階は言うに及ばず、各市民にその公有地が分配されトリブスへと編成された状態のローマ領を考えた場合でも、おそらく三つに分断されていた前三五八年をはじめ、その領域拡大に伴なうトリブス新設の時点でローマ領はいくつかの「飛び地」を抱え、領域的な連続性を欠いていた可能性が高いのである。

もっともこのことは、近代国民国家と対比するならともかく、歴史的に見た場合には、さほど特殊な事例ではないのかもしれない。たとえば中世から近世にかけての王領や諸侯領が複数の領域からモザイク上に構成されていたことはよく知られているし、また近現代に出現する諸帝国も海外植民地を含めれば、当然のことながら、地理的な連続性を欠いていた。しかしながら、主に「都市国家」からなる当時のイタリアや古代ギリシア世界においてこの事実を眺めるならば、後の「帝国」の形成ともかわって、やはりこれは古代ローマの際立った特徴をなしている。

なるほど古代ギリシアに関しても、すでに伊藤貞夫氏によって、「ポリスにとって本質的に重要なのは構成員たる市民の人的結合であって、領域は第二義的な意味しかもたなかった」とする、「ポリスの非領域性」の指摘がなされている。^⑨しかしながら、同じく伊藤氏によれば、このことは、ポリス相互の間に領域拡大を目的とする大規模な戦いがほとんど行なわれなかったという事実に行き着くという。とすれば、同じく国家の「領域性」に拘りを持たなかったとはいえず、ローマの辿った歩みはポリスのそれとまさに正反対であったといえよう。^⑩

この「非領域性」という論点を、本稿が問題としているトリブスという視角から眺めてみるならばどうなるであろうか。

別稿でも記したように、前四〇六年から前三九六年にかけての第三次ウェイ戦争の結果、ウェイ領等の没収によりローマ領は著しく拡大し、一般的には一・五倍になったとされている^⑬。そこで、史料には直截に記されていないものの、前四九五年以来続いていた二トリブス体制のもとで、この著しく拡大したローマ領をどのように編成するかに関して、意見の対立が見られたに違いない。結果として採用されたのは、前三八七年における四トリブスの新設であった。これにより、拡大した領域を既存トリブスの拡張ばかりではなくトリブスの新設でカバーするという方針が確立されたといえよう^⑭。

それに対して、前三五八年のトリブス新設の過程で生じたのは、前三八七年の事例とは異なり、「他国」により分断され「飛び地」となっているローマ領をどのように編成するかという問題ではなかったかと思われる。ポンプティナ区の土地はすでに前三八九年にローマ領となっていた。なるほどかの地は公有地のまま残され、パトリキ貴族と平民Ⅱ護民官との激しい争いの対象となっていたかのように記されているが(Div. 6.5.1-4; 6.6.1; 6.21.4)、しかし、単に「身分闘争」の文脈や、ウォルスキ人の頑強な抵抗^⑮、あるいはローマ領により挟撃される形となるラテン人の警戒心^⑯という点からだけではなく、ローマ領の編成という観点からもこの三〇年にわたるタイム・ラグを考慮しておく必要性があるのではないか。

すなわち、たとえ「他国」により本来のローマ領からは分断された

土地であっても、トリブスの新設でもって対処するという方針が、およそ三〇年の逡巡の末、確立されたと私は捉えたい。もちろんその際、同じく「他国」とはいえ、その構成員の多くがかつてのローマ市民(とその子孫)からなっていたと思われるラテン植民市のセティアやノルバが、あたかもこのトリブスを護るかのように位置していたという事実は、大きな意味を持っていたに違いない^⑰。

以上のようにウェイの征服後から前三五八年にかけての動きを、ローマ領の拡大に伴ないその再編という課題に直面したローマ人の模索と選択の過程と捉えるならば、まさにトリブスという制度の存在とその適用が、非連続的ローマ領の出現をもたらした鍵であったように思われる。

拡大された領域はたとえ本来のローマ領とは分断されていたとしても、個々に関してはトリブスとして領域的なまとまりを保持していた。しかもそのようにして新設されたトリブスは、既存のトリブスと対等の資格でローマ国家の下部単位とされ、トリブス民会(平民会)においては既存トリブス同様に一票を投ずることができたのである。誤解を恐れずに言えば、このような条件のもとでのトリブスの新設Ⅱ追加は、あたかも「連邦構成員の追加」のような様相を帯び、追加されるトリブスと従来の領域との地理的な連続性は、さほど考慮される必要性がなくなったのではなからうか。

(二) 新市民の「融合」とトリブス

古代ローマ人が「開放的な市民権政策」によって比較的寛大にその市

民権を賦与したとはいえ、もちろんそれにより何の障害もなく新しいローマ市民が生み出されたわけではなかった。そこからは当然、新市民のローマへの統合・融合という課題が生じてくる。ほとんどの場合、かつて独立の都市国家をなしていた人々がいまや敗者となり新市民として受け入れられたのであってみれば、この課題はひととき大きなものであったと想像される。

従来、これとの関連で注目されてきたのは、ラテン植民市やローマ市民植民市などの植民市の役割である。領域的拡大に伴って軍事的・経済的要衝の地に次々と作られていった植民市は、当該地域防衛の任を果たすとともに、そこでの「ローマ化」にも一役買っていたと考えられてきたのである。¹⁸⁾

個々の植民市に即して見れば、「二重共同体」という形で従来の住民(Ⅱ自治都市)と移住した住民(Ⅰ植民市)とが並存・共存していたことや、あるいは植民市の建設に際し、少なくとも旧住民の一部が当該植民市の植民者として受け入れられたことなどが想定されている。²⁰⁾ たとえばわが国における研究として、片岡輝夫氏が植民市アンティウム建設の際に、原住アンティウム人の上層がそこに受け入れられたのではないかと推定しておられるし、²¹⁾ また岩井経男氏は、前八〇年のスッラによる植民後のポンペイの実態として、旧住民と植民者との「二重共同体」を想定しておられる。²²⁾ そしてこのような「二重共同体」にしても、当初は文字通りの並存状態で両者の間に摩擦・軋轢も生じたことであろうが、時間の経過とともに一体化がなされていったと予想されるのである。

植民市において想定されたこのような事態をトリプスという枠組にも当てはめ、新市民の「融合(fusion)」という論点を強調したのがアンペールの研究である。²³⁾ 前章で見たように、「血縁的」トリプスに代えて「地縁的」共同体として編成し直されたトリプスが、まさにその「地縁的」共同体としての機能を発揮したといえようか。

ところで、このような理解が成り立つための前提となるのは、つとに注目されているように、各トリプスが新設されるに先だって、「個人的土地分配」という形でローマ市民に公有地の分配がなされるとともに、²⁴⁾ 旧住民へローマ市民権が賦与されてもいるという事実である。

たとえば、前三八七年における四トリプスの新設に際しては、それに先行して前三九三年に、平民一人あたり七ユゲラの土地が分配された(Jiv. 5.30.8; Diod. 14.102.4)。他方、前三八九年にはこの戦争中にローマ側に寝返ったウェイイ人、カペナ人そしてファレリ人に対してローマ市民権の賦与と土地の分配がなされたことが伝えられている(Jiv. 6.4.4)。リウィウスはウェイイ住民の大多数が奴隷として売却されたかのように述べているが(Jiv. 5.22.1)、コーネルは当時の奴隷市場の規模からして、むしろ頑強に抵抗したウェイイ人のみが奴隷とされたのであり、それ以外の大部分の住民はローマ市民として受け入れられたのではないかと推定している。²⁵⁾

ともかく、「個人的土地分配」という形で新たに土地を獲得した移住民Ⅱローマ人と、ローマ市民権を獲得し新市民となったウェイイ人、カペナ人、ファレリ人とが、いまや同じトリプスに所属するローマ市民を構成することとなったのである。その際、植民市建設とは異なり

都市を形成することなく、せいぜいフォルムやコンキリアブルムと呼ばれる小中心地を創り出していたにすぎないと考えられているローマ移民と、旧住民・新市民とが具体的にどのような形で棲み分けを行っていたのかあるいはなかったのか、また日々どのような接触を持ったのかに関しては、残念ながらわからない。

ただし旧ウェイ領が四区分されたことを思えば、各トリブスの平均面積は約一四〇平方キロメートルであり、それぞれのトリブスに居住する住民が、「地縁的」共同体と呼び得るほどの比較的近い距離のうちに暮らしていた可能性はある。しかしなんといっても、その物理的な近接度がどうであれ、彼らは同一のトリブスに属する「トリブス民」として、ローマに赴いての戸口調査(ケンسس)や民会での投票など、様々な活動を共に行なわなければならなかった。このような公的な要請からくる共同性を契機としながら各トリブス内の紐帯が次第に強化され、日々の接触も深まっていくという事態の進行は大いにありえたに違いない。⁽²⁷⁾

また前三三二年における二トリブス設置の際には、編入された都市国家が新設トリブスの核になっていたのではないかと考えられている。たとえばマエキア区に関して、リウィウスはそれが前三三二年のケンسسで登録された新市民のためのトリブスであったと伝える(Liv. 8, 17, 17)。実際のところ、マエキア区が設置されたと考えられる地域のラテン都市ラヌウィウムの住民は、前三三八年にローマ市民権が与えられているが(Liv. 8, 14, 2)、他方で、前三四〇年のこととして伝えられる「ラテン人の土地(ager Latinus)」における「個人的土地分配」

には(Liv. 8, 11, 13)、この地域での土地分配が含まれていたのではないかとされている。⁽²⁸⁾

とすれば、ここでも移住民(「ローマ人」と新市民(「ラヌウィウム人」とが同一のトリブスを構成するという事態が生じたのであり、しかもこの度は、前三八七年や前三五八年とは異なって、征服されたラテン都市が「自治都市」として存続していた。つまり、このマエキア区には、自治都市ラヌウィウムに属するローマ人と、その周辺(没収された土地)に居住しラヌウィウムには属さない移住ローマ人とが共存していたことになるが、いまやこのトリブスの中心市となった都市ラヌウィウムは、それら新市民と旧市民とが交流し、互いに影響力を及ぼし合う場として機能していたのではないかと推測されるのである。⁽²⁹⁾ 同様のことは、同じく前三三二年に設置されたスカプティア区と自治都市ウェリトラエとの間でも推定されている。⁽³⁰⁾

もっともこの種の「融合」のパターンが、すべてのトリブス新設の時点で確認されるわけではない。そもそも当初の設置場所の確定がむずかしいテレティナ区(前二九九年)をはじめとして、プブリリア区(前三五八年)、アニエンシス区(前二九九年)などでは、先行する「個人的土地分配」が確認されてはいない。⁽³¹⁾ またアンペール自身が認めているように、はるか南のカンパニアの地に設置されたファレルナ区が、独立性の高いカンパニア人とローマ人との間で果たしてどれほどの「融合」作用をもたらしたのかとなると、それはたしかに疑問であろう。⁽³²⁾ しかしながら、従来のトリブス研究においてはあまり注目されてこなかった論点だけに、このようなトリブスの「融合」機能は

ここで改めて強調しておくに値する。⁽³⁶⁾

(三) 「人為的構成体」としてのトリブス

以上述べてきたように、ローマの領域拡大に合わせて拡張・追加されたトリブスは、その「地縁的」性格をもとに、新たにローマ市民とされた人々を旧市民に「融合」させるための必須の枠組を提供していた。しかしながら実は、ローマのトリブスにおいて特徴的なのは、この国家の下部単位であり「地縁的」性格を持っていたはずのトリブスまでもがそのうち領域的な連続性を失い、互いに離れたいくつかの地域からひとつのトリブスが構成されるようになったという事実である。

トリブスの新設が停止されトリブス数が三五に固定された前二四一年以降はもちろんのこと、⁽³⁷⁾ テイラーの推定によれば、おそらくそれ以前の前二六八年、サビニ人の都市クレスがセルギア区へと編入された段階で、そのセルギア区はすでに最初の分断されたトリブスになっていた。⁽³⁸⁾ そしてこの傾向が顕著になるのは、「同盟市戦争」の結果、ポー河以南の全イタリアへとローマ市民権が賦与された時点である。同じくテイラーの研究によれば、コルネリア区は確認されるだけでもイタリア内の六つの地域から、ファビア区、マエキア区、ポンプティナ区はそれぞれ五つの地域から構成されていた。他方、分断されないまま留まったのはテレティナ区、ファレルナ区、クイリナ区のわずか三トリブスのみであり、その可能性があるのはロミリア区とウォルティニア区であるという。⁽³⁹⁾

トリブスのこの「変質」は従来多くの研究者の注目するところであ

り、それをもとに、共和政末期におけるトリブスの「形骸化」、つまりそれが従来のような社会的・政治的単位としての重要性を失い、帝政期において顕著となるような市民身分の表示方法にすぎなくなりつつあったと指摘されてきた。⁽⁴⁰⁾

たとえばミラーは、持論とする「民主政」論を前八〇—五〇年にかけての政治史に即して論じた最新の研究において、つぎのように述べている。すなわち、トリブスは当初の構造から遠く離れていまや「人為的な構成体(an artificial construct)」と化し、トリブスの各メンバーは、彼等が互いに順番をなして一緒に投票し、その投票結果が三五分の一として数えられるという意味においてのみ、集団として機能していたと。⁽⁴¹⁾ ミラーはそれをトリブスの「形骸化」とまでは言っていないが、本節で注目したいのは、まさにそのような「人為的構成体」としてのトリブスの意味である。

もっとも、「血縁的」原理による集団や「地縁的」原理による集団においても、そこには少なからず人為的(人工的)要素が入り込んでいる。われわれが問題としているトリブスに関しても、おそらく詳しい状況が不明なごく初期の段階ならいざ知らず、それがいくつかの村落共同体(vici, pagi, fora, conciliabula)や複数の都市国家(municipia, coloniae)を包摂するようになった段階では、たとえ領域的な連続性を保持していた場合でも、すべての構成員が互いに顔を見知っているという意味での「地縁的」共同体をなしていたとはおよそ考えられない。そして各トリブスがいくつかの分断された地域から構成されるにいたり、トリブスのこの人為的な側面、つまり「擬制」としての性格

はより顕著なものとなったことであろう。

しかしながら、国家の下部単位であるトリブスが人為的に構成された「擬制」としての性格を持っていたということは、ローマ人がそれを実態のないどうでもよい単位と認識していたということを意味するものではない。事實はまさにその逆であり、共和政末期にいたってもなお、トリブス内の紐帯が強調されるのである。

たとえば、選挙関連で言えば、P・ウァティニウスという人物が造営官選挙において、自己の所属するセルギア区の票さえ獲得することができなかった点をあげつらうキケロの発言が有名である。彼のようにセルギア区の票を失ったセルギア区民はローマ建国以来ウァティニウスが初めてで、とまでキケロは言いつづけていた(Cic, *Seet.*, 114; Cic, *Vat.*, 36)。自己の所属するトリブスの票を失うことの問題性の他にも、各候補者が自己のトリブスの票を獲得するために、各トリブス内においていかに事前の努力を必要としたかが、繰り返し述べられている⁽³⁹⁾。

なるほどこの種の発言を、実態にはそぐわない法廷弁論上のレトリックあるいは誇張として斥けることはたやすい。しかしその前に必要とされているのは、もしそれが現実合致しないものであったのならなおのこと、この種の発言がたびたび見られたのはなぜかという、言説レヴェルでの検討であろう。

先に述べたように、本来は「地縁的」性格を持っていたはずのトリブスが、すでにそのような性格を薄めていき人為的単位にすぎなくなっていたとすれば、このような形でトリブス内の紐帯が強調されるのは

むしろ当然といえよう。というのも、「血縁」や「地縁」による場合とは異なり、自然に発生する忠誠心や帰属意識をそれほど期待できない状況下においては、まさに後代の「ナショナルリズム」のように、イデオロギーとしてトリブス内の一体性が強調され続ける必要性があったと思われるからである。つまり、同じトリブスに属するというまさにその事実そのものによって、各構成員の共属意識が創り出されなければならなかったのである。

とすればここで重要なのは、このようにトリブスへの忠誠心・帰属意識が求められたのは一体なぜかという点になってくるが、それはなんといいてもトリブスという単位がローマ国家の編成において、不可欠の役割を果たし続けていたからに他ならない。

繰り返し述べてきたように、新たにローマ市民となったものたちは、国家ローマへと編入される際、原則的にはかつての都市国家の単位で、必ずいずれかのトリブスに所属するという形をとった。他方、民会における投票や徴兵・徴税、そして審判人の選出など⁽⁴⁰⁾、とりわけ国家レヴェルにおいて展開される社会・政治活動は、そのほとんどがこのトリブスを枠組としていた。つまり新市民は、トリブスへの所属を介してはじめて、国家レヴェルでの社会・政治活動に参加することができたのである。かつての独立の都市国家状態から直接、巨大なローマ国家の構成員へと転じたのではなく、まずはその下部単位であるトリブスという組織の構成員として、彼らは国家ローマへと結びつくこととなった。

先に述べた「連邦的」という表現がはたして妥当なのかどうかは、

検討の余地が残されている。だがかつての都市国家とローマとの間にそれらを繋ぐ中間項・媒介項として、トリブスが位置していたとはいえよう。そして国家ローマへの忠誠心・帰属意識の前提として各トリブスへの忠誠心・帰属意識が求められ、そのことがひいては国家ローマへの忠誠心・帰属意識に通じていたのである。有名な話ではあるが、この関連では取り上げられることのなかったトゥスクルムをめぐる逸話が、私には非常に示唆的のように思われる。

トゥスクルムはローマに隣接するラテン人の都市国家であったが、そのローマとの近さが災いし、前三八一年、ローマへと併合された最初の「自治都市」になったとされている。周知のごとくこれは、少なくとも法的には消滅することとなったそれ以前のウェイイ等の場合とは異なり、都市国家としての自立性のある程度残しながらも、その住民は完全市民としてローマへと組み込まれた都市（国家）の範疇であった。だがその後も、トゥスクルム人の間では、かつてのような独立国家状態への復帰が強烈に求められ続けたことが窺われる。前三四〇年からのラテン戦争の際にトゥスクルムは再びローマに叛旗を翻し、前三三八年、厳しい懲罰の末、再び完全市民権が賦与されているのである。⁴³

そのラテン戦争から少したった前三三三年の事件として、史料は以下のようなことを伝える。この年の護民官M・フラウィウスは、過ぐる年（前三四一—三四〇年）トゥスクルム人が反ローマ闘争を支援した廉で、全トゥスクルム人を告発した。それは、成人男子は鞭打ちの後に殺害、女性と子供は奴隷として売却されるべしという非常に厳し

い内容のものであった。トゥスクルム人は大挙してローマへと押しかけ嘆願を行なった結果ことなきを得たが、このとき、ポッリア区（おそらくフラウィウスの所属トリブス）のみがこの提案に賛成投票をした。そこでリウィウスによれば、彼の父の世代にいたるまでもトゥスクルム人の怒りは残っており、ポッリア区出身の候補者は全くといってよいほどに、パピリア区の票を得ることができなかったという(Liv., 8.37.8-12; Val. Max., 9.10.1)。もちろんパピリア区はトゥスクルム人の登録されたトリブスである。

トゥスクルムはこののち、フルウィウス氏を始めとしてポルキウス氏（カト家）やマミリウス氏など、数多くの執政官家系を出すこととなる都市であるが、この告発もこれまで、翌年のL・フルウィウスの執政官就任に見られたようなトゥスクルム人の政治的影響力を削ぐことを目的とした事件として理解されてきた。⁴⁴

しかし私がここで注目したいのは、そのような有力家系を多く含む込んだトゥスクルムの利害が、ほかならぬパピリア区を介して実現されている点である。すなわち、長らくローマへの併合を拒んできたトゥスクルムは、いまやパピリア区の票を牛耳るという形で、国家ローマの政治に関与してくるのである。トゥスクルム人とローマ側の特定の勢力との間に見られた対立・確執も、ローマ国家内部の対立と化し、トゥスクルムの利害がこのようにトリブス間の対立として処理されればされるほど、トゥスクルム自体は一層ローマ内に取り込まれていったと考えることもできよう。このようにしてかつての都市国家の利害・主張は、トリブスという枠組をクッションとしながら、ローマ国家へ

と吸収されていった。

キケロがその著書『法律について』の中で、「ふたつの祖国論」を展開していることは有名である。キケロによれば、「自治都市の住民はすべて二つの祖国、つまり一つは自然による祖国、もう一つは市民権による祖国をもっている」。それは、「場所としての祖国」＝「めいめいが生まれた場所」としての祖国と、「法による祖国」＝「市民として受け入れられた場所」としての祖国の二つであった(Cic., *Leg.* 2, 25)。これまでの考察からすれば、この二つの「祖国」を繋ぐ重要な媒体・中間項としてトリプスという枠組が存在していた。いまやわれわれは、共和政期のローマ世界に生きた個々人が集合的アイデンティティを抱いた対象として、「生まれ故郷(自治都市、植民市)」→「トリプス」→「ローマ国家」といった同心円を思い描くことができるのではなからうか。

註

- (1) この章を書くにあたっては、ローマ史関連の研究のほかに、加藤節『政治と人間』岩波書店、一九九三年、同『政治と知識人』岩波書店、一九九九年、A・D・スミス／高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社、一九九八年から貴重な示唆を得ている。
- (2) たとえば、クビチェックやベローロホなどの先駆的な研究。J.W. Kubitschek, *De Romanorum tribuum origine ac propagatione*, Wien 1882 [=Kubitschek, *Origine ac propagatione*]; Id., *Imperium Romanum tributum descriptum*, Wien 1889(Roma 1972); K.J. Beloch, *Römische Geschichte bis zum Beginn der punischen Kriege*, Berlin/Leipzig 1926. 以下 I. Bitto, *Tribus e propagatio civitatis nel secoli IV e*

III A.C., *Epigraphica* 30, 1968, 20-58; F. Coarelli, *Demografia e territorio*, in: *Storia di Roma*, 336-339 以下。

(3) T.J. Cornell, *Rome and Latium to 390 B.C.*, in: *CHA*, 243-308; Id., *The Recovery of Rome*, in: *CHA*, 309-350 [=Cornell, *Recovery of Rome*]; Id., *The Conquest of Italy*, in: *CHA*, 351-419 [=Cornell, *Conquest of Italy*]. 図一及び図二の『アンニリシス古代史』新版に挿入された地図であるが、それらはいずれも、ティラーによる位置の推定に基づいている。

(4) 前掲 L. Ross Taylor, *The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-five Urban and Rural Tribes*, Rome 1960.

(5) Taylor, *op. cit.*, 53-55; A. N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship*, 2nd ed., Oxford 1973, 198-199. 他方ビニヤは、エリナス新設の動機として、領域の統一性の回復という点も強調する(Bitto, *op. cit.*, 32-44)。

(6) Beloch, *op. cit.*, 265. 明言はならぬが、若井氏はベローロホ説を支持か(若井前掲書 一四三頁)。

(7) Taylor, *op. cit.*, 50-53. E. S. Staveley, *Rome and Italy in the Early Third Century*, in: *CHA*, 420. ティラー説を受け入れつつある。

(8) 以下のシャーウィン・ホワイトの主張は、Sherwin-White, *op. cit.*, 199.

(9) Cornell, *Conquest of Italy*, 372; 377.

(10) 伊藤前掲書 一四七—一四九頁。

(11) つとに島田氏は、ポリスとの比較で、「方言・習慣・宗教の共通性に基づく固有の領域」という意味での領域性を持たない点に、ローマ市民団拡大の鍵を見ておられる(島田前掲論文、五四頁)。

(12) 一般的には、ベローロホの算定をもちき(Beloch, *op. cit.*, 620) 五六一平方キロメートルのウェイ領が追加され、ローマ領は二五一〇平方キロメートルになったと考えられている。コーネルはラビキ領も加えてこの時点でのローマ領を二五八二平方キロメートルとするが(Cornell, *Recovery of Rome*, 312) ウェイの併合によりローマ領がおおよそ一・

五倍となった点に変わりはない。

- (13) 拙稿「ローマ共和政初期のトリプス」二二—二三頁、註(73)。それに対して従来の研究は、既存トリプスの拡張とトリプスの新設との相違を取り立てて問題としなう。

- (14) Taylor, *op. cit.*, 50-53.

- (15) Cornell, *Recovery of Rome*, 317.

- (16) Humbert, *op. cit.*, 152-153.

- (17) むろん、当時のイタリアには、「ローマ市民植民市」「自治都市」「投票権なき自治都市」「ラテン人都市」「ラテン植民市」「同盟市」等々の複雑な範疇の都市が混在し、しかもそれぞれの都市はその自立や従属の度合いを異にしながらそれぞれにローマとの関係を取り結んでいただけない、このような条件で、ローマ市民ならぬ人々が構成する国家をこの程度まで「他国」と呼ぶうるのかは、検討の余地がある。

- (18) H. Galsterer, *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien. Die Beziehungen Roms zu den italischen Gemeinden vom Latinerfrieden 338 v. Chr. bis zum Bundesgenossenkrieg 91 v. Chr.*, München 1976, 59-60; E. T. Salmon, *The Making of Roman Italy*, London 1982 [= Salmon, *Making of Roman Italy*], 65-66; J. M. David (tr. by A. Nevill), *The Conquest of Italy*, Oxford 1996, 38-42.

- (19) A. Degrassi, *Quattuorviri in colonie romane e in municipi rethi da duoviri*, *MAL* 2, 1949 (= Id., *Scritti vari di antichità*, Roma 1962, 99-177) 285-287; 292-294 邦語文献としては、已削達『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店、一九六四年、一二三頁参照。

- (20) E. T. Salmon, *Roman Colonization under the Republic*, London 1969, 25-26; Galsterer, *op. cit.*, 51-56.

- (21) 片岡輝夫『Livius VIII, 14, 8-IX, 20, 10: ローマ初期の市民植民市 Antium の社会構造』片岡他『古代ローマ法研究と歴史諸科学』創文社、一九八六年、三—七三頁。

- (22) 岩井前掲書、二二〇—二二三頁。ただし、坂井聰「スッラによる退後

兵入植とローマ植民市ポンペイの成立』『古代学研究紀要』三、一九九三年、三七—五八頁は、「二重共同体」説に対し否定的な立場を採っておられる。

- (23) 前掲 M. Humbert, *Municipium et civitas sine suffragio. L'organisation de la conquête jusqu'à la guerre sociale*, Roma 1978.

- (24) 「個人的土地分配」に関しては、岩井前掲書、一四〇—一四八頁参照。ただし、ager Pompinus に関して氏の挙げる前三八六年は、前三八三年の誤りか。

- (25) Cornell, *Recovery of Rome*, 312-313.

- (26) Sherwin-White, *op. cit.*, 73-76; Galsterer, *op. cit.*, 26-29; Salmon, *Making of Roman Italy*, 3-4.

- (27) Humbert, *op. cit.*, 78-81.

- (28) Humbert, *op. cit.*, 178. 岩井前掲書、一四三頁。

- (29) Humbert, *op. cit.*, 178-179.

- (30) Humbert, *op. cit.*, 185-186.

- (31) 岩井前掲書、一四二頁の一覧表および一四三—一四四頁参照。

- (32) Humbert, *op. cit.*, 202-203.

- (33) A. N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship. A Survey of Its Development into a World Franchise*, in: *ANRW* I-2, Berlin/New York 1972, 26 など、この「融合(intermixture)」の貫徹性については、不定。

- (34) このあたりの経緯については、拙稿「ケントゥリア民会の改革とローマ共和政中期のトリプス」『古代文化』四七—二、一九九五年、一四—二二頁参照。

- (35) Taylor, *op. cit.*, 63.

- (36) Taylor, *op. cit.*, 116.

- (37) ローマ市民の正式な名は、「個人名(praenomen)」「氏族名(nomen)」「父の名」「トリプス名」「家族名(cognomen)」からなり、通常、省略形をもって記されるトリプス名も(省略形の詳細については、

Kubitschek, *Origine ac propagatione*, 28-51参照)、『その構成要素となっていた。そこでトリプスがすでにその実質的な意味を失っていたと思われる帝政期に入っても、単なる市民身分表示の手段として、トリプスはむしろ多くの史料(碑文史料)に現れるのである。

(38) Millar, *op.cit.*, 22.

(39) 拙稿「選挙買収禁止法とローマ共和政末期の政治—A・W・リントットの近業にふれて—」『名古屋大学文学部研究論集』一一三、一九九二年、二二—四〇頁、安井萌「共和政ローマの「ノビリタス支配」—その実体理解のための一試論—」『史学雑誌』一〇五—六、一九九六年、五一—五四頁参照。

(40) 拙稿「共和政期ローマにおける審判人とトリプス—トリプニ・アエラリの再検討を中心に—」『西洋史論集』〈北大〉三、二〇〇〇年、一—三〇頁。

(41) 以上「トゥスクルムの併合について」Humbert, *op.cit.*, 151-161参照。

(42) Taylor, *op.cit.*, 302; Humbert, *op.cit.*, 158.

(43) 関連文献として、毛利晶「地域統合と伝説—ローマによるラティウム・カンパニア地域の統合とアエネーアース伝説—」『地域の世界史—支配の地域史』山川出版社、二〇〇〇年、二五〇—二八八頁。

(44) 訳文は、岡道男訳『法律について』(『キケロー選集八』岩波書店、一九九九年所収)による。